

違法伐採対策に関するNP0木の建築フォーラム行動規範

NP0木の建築フォーラム
2024年9月18日

NP0木の建築フォーラム（以下当フォーラム）は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を選択することが重要であると認識している。

林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）に基づいて、多くの木材業界団体が、合法性が証明された木材供給事業者認定に取り組んでいる。

これらを踏まえ、当フォーラムは、一般社団法人ウッドマイルズフォーラムが実施していた事業を引き継ぎ、木材の環境性能の普及をはかるため、違法伐採対策に関する行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

- 1 当フォーラムは、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）

- 2 当フォーラムは、我が国政府による違法伐採対策の取組を支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進）

- 3 当フォーラムは、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

- 4 ガイドラインに示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、当フォーラムの会員事業者等の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

（合法性等の証明のための独自のシステム承認）

- 5 ガイドラインに示された個別企業等の独自の取り組みによる証明方法に関連して、「合法性・持続可能性のサプライチェーンの証明システム承認実施要領」を別途定め、当フォーラムの会員事業者が実施するサプライチェーンを通じた証明の承認を行い、その供給の促進に努めるものとする。

（他の団体との連携）

- 6 当フォーラムは、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びN G O等との連携を図る。

（情報の公開）

- 7 当フォーラムは、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上